

平成 26 年度税制改正～交際費課税の見直しと消費税簡易課税制度について

平成 26 年度税制改正法が 3 月 20 日、参院本会議で可決・成立し、4 月 1 日より施行されました。今回は、その中で、交際費の損金算入限度額の拡充と消費税簡易課税制度のみなし仕入れ率の変更について取り上げてお伝えしようと思います。

交際費課税の改正

1、改正の趣旨

消費税増税後の景気の落ち込みに備えるため、交際費等の損金算入限度額を拡大することで、消費の拡大・経済活性化を図る目的で設けられた制度となります。

2. 改正の内容

①中小法人である場合

中小法人については、支出した交際費等の額のうち、(1)800 万円までの金額と(2)飲食費用の 50%の金額のいずれか有利な方を損金の額に算入することができるようになりました。

また、控除限度額 800 万円については平成 26 年 3 月 31 日が適用期限となっておりましたが、今回の改正により 2 年延長されることになりました。

②中小法人以外の場合

これまで、交際費等の額の全額が損金の額に算入できませんでしたが、今回の改正により、飲食費用の 50%は損金の額に算入することが可能となりました。

普通法人 の区分	損金算入限度額	
	現行法	改正案(H26.4.1~H28.3.31)
①中小法人	800 万円	下記(1)又は(2)の選択適用
		(1) 800 万円 (2) 飲食のために支出する費用の額 (社内接待費を除く)の 50%
②中小法人 以外	0 円	飲食のために支出する費用の額 (社内接待費を除く)の 50%

3、留意点

交際費課税の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用

されます。従前どおり、5,000 円以下の飲食費用については 1 人あたり交際費等の額に含まれないこととされ、損金の額に算入されます。また、社内接待費は飲食のために支出する費用に含まれず、全額が損金不算入になるため注意が必要です。

消費税簡易課税制度の改正

1、簡易課税制度とみなし仕入れ率

簡易課税制度は、売上高の一定割合(みなし仕入れ率)を仕入れ額とみなすことで、仕入れ額を実際に集計する手間を省き、納税額を簡単に計算できる制度です。基準期間における課税売上高が 5 千万円以下の事業者が対象で、業種ごとにみなし仕入れ率が設定されています。

2、改正の趣旨

簡易課税を選択した場合、みなし仕入れ率が実際の仕入れ率を大きく上回っていわゆる「益税」が発生する場合があります。以前から問題視されてきました。そのため、課税の公平という観点から、みなし仕入れ率を実態に近づける目的で今回の改正が行われました。

3、改正の内容

改正の対象となるのは、実際の仕入れ率との開差がより大きいとされた、以下の業種になります。

	現行	改正後
金融業 保険業	第 4 種事業 (仕入れ率 60%)	第 5 種事業 (仕入れ率 50%)
不動産業	第 5 種事業 (仕入れ率 50%)	第 6 種事業 (仕入れ率 40%)

4、留意点

みなし仕入れ率改正の適用開始時期は、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する課税期間からになります。この改正により、対象業種のみなし仕入れ率が 10%下がりますので、簡易課税制度を選択している場合には原則課税と簡易課税の有利判定を改めて行うことが必要になります。(文責：前田)

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ
税理士法人 青山トラスト 広報企画室
Email : info@aotaf.jp